

令和5年4月26日
こども若者局

児童福祉専門分科会「子ども権利擁護部会」の設置について

1 背景と趣旨

令和2年3月策定の「仙台市社会的養育推進計画」において、「子どもの声を受け止め又は代弁する、子どもの権利擁護に関する仕組みの構築」を掲げ、国の検討内容を踏まえて子どもの意見表明権を保障する仕組みへの対応を検討することとした。さらに、令和4年度の児童福祉法の改正により、都道府県（政令指定都市）は児童の意見聴取等の仕組みの整備を行うこととされた（施行期日は令和6年4月1日）。

これらを踏まえ、本市として、子どもの権利擁護に取り組んでいくにあたり、仙台市社会福祉審議会の児童福祉専門分科会に「子ども権利擁護部会」を新たに設置し、子どもの意見や意向に関し、調査審議及び意見具申を施設等関係機関へ行えるよう整備するもの。

2 部会での調査審議対象

- ・社会的養護のもとにある子どもからの意見表明に関する事項
- ・関係機関からの申立て等に関する事項

3 部会委員指名にあたって

子どもの権利擁護をはじめ児童福祉全般に精通した学識経験者、弁護士、医師等を基本として5名の方を予定

4 宮城県との調整

令和4年度から、本市は宮城県と共同で、児童養護施設へ子ども意見表明支援員（子どもアドボケイト）の派遣を実施している。今回設置する部会での調査審議対象は、この派遣で聴取した児童養護施設の子どもの意見等である。派遣先には、県措置、市措置児童の双方が入所しており、公平に対応していくため、県と市に同時に同等の体制が構築される必要があるため、宮城県においても、本年度当初に体制を整備。

5 スケジュール

- 4月下旬～ 児童養護施設、児童相談所へ部会について説明
- 5月～ 隔月開催を予定